

■第4章の構成と各章との関連性について

第4章の構成と第1章との関連性を以下に示します。

第1章 市民と共に創るまちの姿（将来ビジョン）

2 都市づくり戦略

第4章 共創のまちづくりの進め方

1 共創のまちづくりの進め方

- (1) 魅力的な場の創出に向けた仕組みづくり
- (2) 活動や関係を生み出す体制づくり
- (3) まちの将来像や価値観への共有・共感を広げる取組の推進
- (4) 大学との連携による地域課題などへのアプローチの推進
- (5) 事業者との連携による地域課題などへのアプローチの推進

2 地域づくりの進め方

- (1) 地域づくりを知るための情報の提供
- (2) 地域住民が参加する多様な機会の提供
- (3) 地域づくりに主体的に取り組む組織の育成・支援
- (4) 地域住民による自主的なまちのルールづくりの支援
- (5) 地域づくりの熟度に応じた地域別構想への位置づけ
- (6) エリアマネジメントの推進

3 計画の進捗管理と見直しの方針

- (1) 計画の進捗管理
- (2) 見直しの方針

第4章

共創のまちづくりの進め方

1 共創のまちづくりの進め方

市民と共に創るまちの姿の実現に向けて、共創のまちづくりを進めるためには、人々が出会い活動が生まれるような場の創出と多様な主体の関わりしるを増やすことが重要であり、そのために必要な場づくりや関係づくりを進めていきます。

(1) 魅力的な場の創出に向けた仕組みづくり

私たちが暮らすまちには、自宅や学校、職場などの日常的に行き来することが多い場所以外にも、商店や公共施設、道路・公園などの空間があります。これらの空間を市民や来訪者にとって居心地の良い空間に変え、さまざまな居場所を創出することが重要であり、暮らしの質が高まることが期待されます。

● プレイスメイキングの推進

- ・公共施設などを活用した居心地の良い空間づくりを通して、都市生活を豊かなものとし、そこから生まれる賑わいや魅力がまちの価値を高めるという考え方であり、取組を推進していきます。

● 歩行者利便増進道路（ほこみち）制度

- ・「道路空間のまちの活性化への活用」や「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間の創出」など、道路空間を活用してまちの賑わいを創出するため、道路法などが改正により、令和2年（2020年）度に新たに創設された制度です。

● 公共空間活用に向けた社会実験などの試行

- ・本市では市民会館跡地エリアにおける「IBALAB@広場」「元茨木川緑地」や道路空間を活用した「みちクル」「IBARAKI STREET ACTION」、ダムパークいばきたの開業に向けた「だむチャレ！」など、多様な主体と共に場の活用に向けた社会実験を数多く実践してきました。
- ・今後も、市民や事業者などの「やってみたい」を、楽しみながら取り組める開かれた場として、社会実験などを通じた場づくりの試行を継続していきます。



IBARAKI STREET ACTION

(2) 活動や関係を生み出す体制づくり

これまで培ってきた社会実験などの試行による経験や各地の先進的な取組を参考に、事業者による公共空間の整備・活用や施設の整備、管理・運営など、事業者の活力を活かしたまちづくりに向け、既存制度の活用を進めるとともに、新たな制度の導入・活用などを検討します。

● 都市再生推進法人制度の活用

- ・都市再生推進法人は、都市再生特別措置法に基づき、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担うる団体を指定するものであり、制度の活用を進めていきます。

■都市再生推進法人のメリット

- ・まちづくりの担い手として、公的位置づけを付与
- ・市町村に対する都市再生整備計画の提案が可能
- ・都市利便増進協定を締結することが可能

■実施する事業イメージ

- ・オープンカフェ
- ・自転車協働利用事業
- ・広告塔などの整備・管理
- ・まちなか美化清掃活動
- ・歩行者天国などでのイベント開催 等

● まちづくり会社F I Cベース株式会社の取組

- ・中心市街地の活性化を図るため、商工会議所と事業者・大学、市が出資してまちづくり会社を設立し、行政や事業者だけでは実施が困難な「道路空間活用事業」や「まちなかにぎわい空間整備事業」などに取り組んでいます。



F I Cベース交流スペース

(3) まちの将来像や価値観への共有・共感を広げる取組の推進

共創のまちづくりを進めるにあたっては、市民など多様な主体と将来像や価値観を共有するとともに、共感を広げていくことが重要です。考え方や活動の様子をまとめ、発信することで、興味・関心をもってもらい、活動する人々の裾野を広げる取組を推進します。

● 次なる茨木グランドデザインと「イバラキクラウド」

・多様な主体による人と活動のネットワークの構築を目指した、ゆるやかなプラットフォーム「イバラキクラウド」を掲げ、まちづくりへの関わりしるを増やす取組を行っています。



● ひと中心の茨木まちなか戦略のコンセプトブック「茨木まちなかスタイル」

・ひと中心の居心地が良いまちなかの実現に向け、多様な主体との価値観の共有・共感を広げるため、まちなかを楽しみ、使いこなすための考え方やものの見方、行動のヒントをまとめたコンセプトブックを作成し、さまざまな場でコミュニケーションを行っています。



● 北部地域の課題解決を目指す取組「いばきたデザインプロジェクト」

・地域で暮らしている方々をはじめ、地域で活動する団体や大学、クリエイターなど地域内外の人たちが地域に関心を持ち、課題や魅力の可視化を行うなど、課題解決に向けた「仕組み」をデザインする取組を進めています。



(4) 大学との連携による地域課題などへのアプローチの推進

市内に5つの大学が立地し、また市外にも多くの連携大学を有するという魅力・強みを活かし、大学のもつ技術研究・調査機能などの知的資源や大学生の関わりにより、地域課題の解決につながるまちづくりを進めます。

また、立命館大学と追手門学院大学においては、学部の新設や移転に伴う新たなキャンパス整備が進められ、更なる連携が期待されます。

● 立命館大学との連携

・中心市街地における公共空間のあり方など、都市デザインに関する提案について、発表会やパネル展示を実施しています。



発表会

● 追手門学院大学との連携

・太田東芝町地区における地域住民とのワークショップなどへの参画を行っています。



ワークショップ

● 大阪大学との連携

・山手台地区における地域住民とのコミュニティ醸成に向けた取組を実施しています。

・北部地域におけるフィールドワークを通じた地域資源のカルテの作成などを行っています。



フィールドワーク

(5) 事業者との連携による地域課題などへのアプローチの推進

事業者のもつ資金・ノウハウ・技術的能力などを活かした公民連携や、新たな都市づくりにおいて進出した事業者による地域貢献の取組を推進します。

● 公民連携の分類

連携類型	相手方	具体例	備考（実施・支援制度等）	
協働型	市民	自治会等の地域活動との連携	・ いばらき協働基本指針・計画 ・ 提案公募型公益活動支援事業補助制度	
		テーマ型の市民活動との連携		
	大学（学生）	学生による地域貢献活動との連携	・ 提案公募型公益活動支援事業補助制度（学生等連携事業）	
		知的資材を活用した事業の共同実施等の連携	・ いばらき×大学連携共同研究推進事業	
事業者	事業者のCSR活動との連携 ※地域貢献活動を通じた地域課題解決等	・ 公民連携推進ガイドライン（公民連携民間提案制度）		
公共サービス型	事業者	事業者のノウハウを活用した行政サービスの提供 ※業務委託（市民サービス提供の委託、内部事務委託等）	行政主導による実施	・ 茨木市行財政改革指針 ・ 茨木市アウトソーシング指針等
			事業者からの提案を端緒とした事業化	・ 公民連携推進ガイドライン（公民連携民間提案制度）
公有財産活用型	事業者	市有財産等の有効活用による市民サービスの向上や新たな財源の確保等 ※特定管理者制度、公有地貸付・売却、ネーミングライツ、広告事業等	行政主導による実施	・ 市有財産利活用方針 ・ PPP手法導入指針等
			事業者からの提案を端緒とした事業化	・ 市有財産等の有効活用に係る民間提案制度（令和3年（2021年）9月～）

出典）茨木市公民連携ガイドライン（民間提案制度実施要領）より

● 南目垣・東野々宮地区「イコクルいばらき」における地域貢献

- ・ 進出事業者による、防災協定の締結など防災面での取組や地域に開かれた施設整備が実施されています。



イコクルいばらきのまちびらき

● 「ダムパークいばきた」からはじめるエリアマネジメント

- ・ ダムパークいばきたでは、事業者と連携して事業を進めており、公園内の民間施設の収益の一部をまちづくり活動などに充てています。
- ・ 活動を効果的に実施するため、地域住民などで構成される組織「ダムパークいばきたコミュニティ」を立ち上げ、北部地域の地域課題の解決を視野に入れながら、安威川ダム周辺の地域資源を活かしたさまざまな取組をはじめています。



ダムパークいばきたフェスティバル

2 地域づくりの進め方

本市は、地勢や市街地の形成時期の違いなどから地域によって特徴や課題が異なっており、都市づくりにあたっては、地域ごとの特性に応じたきめ細やかな取組を積み重ねていくことが必要となっています。

そのため、市民の暮らしの最も身近な生活空間である「地域」をより良くするためのさまざまな活動として、「地域づくり」の視点が重要になってきます。

地域住民が主体となって住環境の改善やコミュニティの形成などを進める活動を支援することにより、暮らしの質の向上や地域の愛着醸成につなげていきます。

● 地域づくりの進め方

	地域住民	行政	大学・事業者 ・地域外の人
情報提供・蓄積 構想・計画づくり	①地域づくりを知る ・広報やホームページ、SNSなどの情報収集 等	①地域づくりを知るための情報の提供 ・広報やホームページ、SNSなどでの情報発信 ・出前講座 等	○地域づくり活動への支援・関わり
	②さまざまな取組に参加する ・地域づくりに関するアンケートへの協力 ・イベントなどへの参加 等	②地域住民が参加する多様な機会の提供 ・地域づくりに関するアンケートの実施 ・イベントなどの開催 等	
地域づくりを考える	③地域づくりを考える ・組織の立ち上げ ・構想・計画づくりの検討 等	③地域づくりに主体的に取り組む組織の育成・支援 ・組織の育成・支援 ・構想・計画づくりの検討支援 等	
	④実現に向けて考える ・ルールづくりに向けた検討 ・活動や事業の実施に向けた検討 等	④地域住民による自主的なまちのルールづくりの支援 ・ルールづくりに向けた検討支援 ・活動や事業の実施に向けた検討支援 等	
地域づくりの実現 実現に向けて	⑤ルールを決定する ・ルールの適用と遵守 等	⑤地域づくりの熟度に応じた地域別構想への位置づけ ・地域別構想への位置づけ ・都市計画制度の活用 等	
	⑥活動や事業を実施する ・活動や事業の実施 ・組織の運営 等	⑥エリアマネジメントの推進 ・活動や事業の実施支援 ・組織の運営に関わる各種支援 等	

(1) 地域づくりを知るための情報の提供

地域づくりのきっかけを知るための情報発信や地域での勉強会、学校教育との連携など自主的な地域づくり活動の芽を育てるための機会を提供しています。

● 広報などによる情報発信

- ・ 広報いばらきやホームページのほか、市公式総合アプリ「いばライフ」、Facebook（フェイスブック）、X（エックス）などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した内容に応じた積極的な情報発信を行っています。



いばライフ

● 出前講座などによる学びの機会

- ・ 地域住民へのまちづくりに関する勉強会などのほか、次代を担う大学生や高校生、小学生などを対象とした授業の実施など、まちづくりの学びの機会を設けています。



出前講座

(2) 地域住民が参加する多様な機会の提供

地域づくり活動の輪を広げるには、多くの市民がまちづくりへの関心をもつとともに、活動している地域住民・団体同士が連携・参加するハードルを下げるきっかけづくりや楽しめるテーマ型の企画など、新たな取組を展開していくことが必要です。

本市では、まちづくりに関する意見交換などを通じて人と人のつながりが増え、共感が生まれる「交流の場」を提供しています。

● 太田知恵の和

- ・ 太田知恵の和では、魅力的で持続可能なまちの実現に向け、東芝工場跡地での新しいまちづくりを契機として、地域住民が太田地区のことを知り、地域住民同士がつながることで、自分たちに何ができるかを考える「場」を立ち上げ、地域住民と追手門学院大学を中心に、地域主体のさまざまな取組を進めています。



まちあるき



ワークショップ



スポーツによる多世代交流

(3) 地域づくりに主体的に取り組む組織の育成・支援

地域住民が自発的・主体的に地域づくりの提案ができるよう、地域づくりに関わる幅広い活動を支える各種組織・団体の育成や活動の支援を進めるとともに、地域コミュニティの活性化につながる新たな活動者や団体の発掘・活用を図ります。

● 山手台地区における地域づくりの取組

- ・高齢化が先行して進む郊外部の一団の住宅地である山手台地区において、地域の課題解決や活性化のためのコミュニティづくりの一環として、茨木市山手台街づくり協議会が主催して「山手台マルシェ」を実施しています。
- ・また、大学のネットワークを活かし、地域活性化に向けた民間提案や地域イベントが行われています。



山手台地区（山手台マルシェ）

(4) 地域住民による自主的なまちのルールづくりの支援

まちなみや居住環境を維持するために建築物の高さを定めたり、建築物の用途を制限するなど、都市計画法による用途地域のルールに加え、地域の状況に応じた細やかな都市づくりのルールを定める仕組みとして地区計画や建築協定があります。また、景観協定など自分たちの住む地域の良好な景観づくりのためのルールをつくる仕組みもあります。これらのルールにより、住環境の保全はもとより最近では、一定の条件を満たせば住宅地にコンビニなどが建築できるといった地域の維持に寄与する用途緩和なども可能になってきています。

これらの仕組みを活用し、地域住民が自主的に地域づくりの目標や将来像を話し合い、建築物の建て方などに関する具体的なルールづくりに取り組むことは、地域づくりを進めていくうえで大変有効であると考えます。

本市では、このようなルールづくりや地域の合意形成に向けた、継続的な協議の場の組織化や勉強会などの開催、まちづくりの専門家の派遣などの支援を行っています。

また、主体的に都市計画に参加できる都市計画提案制度について、制度の普及・周知と適切な運用を図ります。

● まちづくりアドバイザー派遣制度

- ・地域住民主体のまちづくりを進めるため、地域に都市計画やまちづくりの専門家などを派遣する制度を設け、初動期のまちづくり活動を支援しています。
- ・山手台五丁目・六丁目の地域では、建築協定の失効を契機に、地域住民主体の勉強会が行われ、「街づくりガイドライン」が作成されました。



街づくりガイドライン

(5) 地域づくりの熟度に応じた地域別構想への位置づけ

地域づくりにおいては、地域住民が主体となり、課題や今後の方向性などについて、勉強会や話し合いなどにより、認識を共有していくことが必要です。

地域の課題解決や魅力向上に向け、都市計画制度を活用する場合には、行政・専門家の支援や大学・事業者の知見などを踏まえて地域づくりのあり方を検討するとともに、「地域別構想」に位置づけたうえで、取り組んでいくこととします。

特に、市街化調整区域における土地利用にあたっては、農業振興施策との調整の視点も踏まえて、地域住民間で合意形成が図られ、地域の魅力向上や課題解決に資する計画的な土地利用に向けて熟度が高まった地域を「地域別構想」に新たに位置づけ、地区計画の内容の検討から実現までの過程において、地域住民主体で取り組んでいくことを基本とします。

● 南目垣・東野々宮地区（イコクルいばらき）におけるまちづくり

- ・地域の地権者を中心に、将来の土地利用についての勉強会を積み重ね、地域住民間で合意形成が図られたうえで市街化区域に編入し、地域の魅力向上に資する土地利用（商業・物流等）を土地区画整理事業によって実現しました。



勉強会の様子

(6) エリアマネジメントの推進

地域づくりに向けては、地域が一体となって、さまざまな活動を総合的に進めていくことが必要です。また、近年では地域課題も多様化しており、その解決方法もさまざまであることから、行政主導ではなく地域住民や事業者など、地域の担い手の主体的な取組として、エリアマネジメントが重要となっています。

地域住民などが活動メンバーとして主体的に参画するとともに、行政や専門家などが支援しながら進めていきます。

● 太田東芝地区におけるエリアマネジメントに向けた取組

- ・エリアマネジメントは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、地域住民・事業者・地権者などによる主体的な取組のことであり、取組を推進していきます。
- ・東芝工場跡地における住宅・商業・大学などによる複合開発による新たなまちづくりを契機に、地域住民・事業者・大学による「茨木太田タウンマネジメント協議会」が設定され、防災や安全・安心をテーマにした活動が行われています。



清掃活動

3 計画の進捗管理と見直しの方針

近年の社会情勢の変化や技術革新は急速であるとともに、人口減少社会をはじめて経験する時代において、将来を確実に見通すことは難しい状況にあります。常に変化に目を向け、都市のあり方を考察・検討し、用途地域などの地域地区や都市施設の計画などについて、必要な見直しを行うことがますます重要になってきています。

そのため、土地利用に関する都市計画の適宜・適切な見直しを進めるとともに、道路などの都市計画施設などについても、必要な整備を計画的に進める一方で、必要性・実現性などの観点から評価を行い、都市計画の見直しを検討します。

また、都市づくりに関する事業は、事業期間が長期にわたるものや、事業者などの活動を誘導することで徐々にまちの変化を促すものが多くあるため、短期間での定量的な成果測定は難しい面があります。

そのため、具体的な個別事業の推進においては、立地適正化計画の指標の状況や総合計画と連携した施策評価により進捗管理や見直しを行うとともに、将来ビジョンの実現につながる取組となっているかどうかを意識する必要があり、定性的な評価をしながら計画を推進することが重要です。

(1) 計画の進捗管理

将来ビジョンを実現するため、第6次総合計画と連動した施策評価を行うとともに、総合交通戦略や緑の基本計画、景観計画など、都市計画マスタープランに基づく関連計画の推進状況や見直し状況も確認して、計画の進捗管理を行います。

(2) 見直しの方針

第6次総合計画が5年後に後期基本計画へ移行するのにあわせ、都市計画マスタープランについても、その間の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて施策の中間見直しを行います。おおむね10年後には市民や学識経験者、関係機関の意見などを踏まえて評価を行い、計画全体を見直すこととします。

